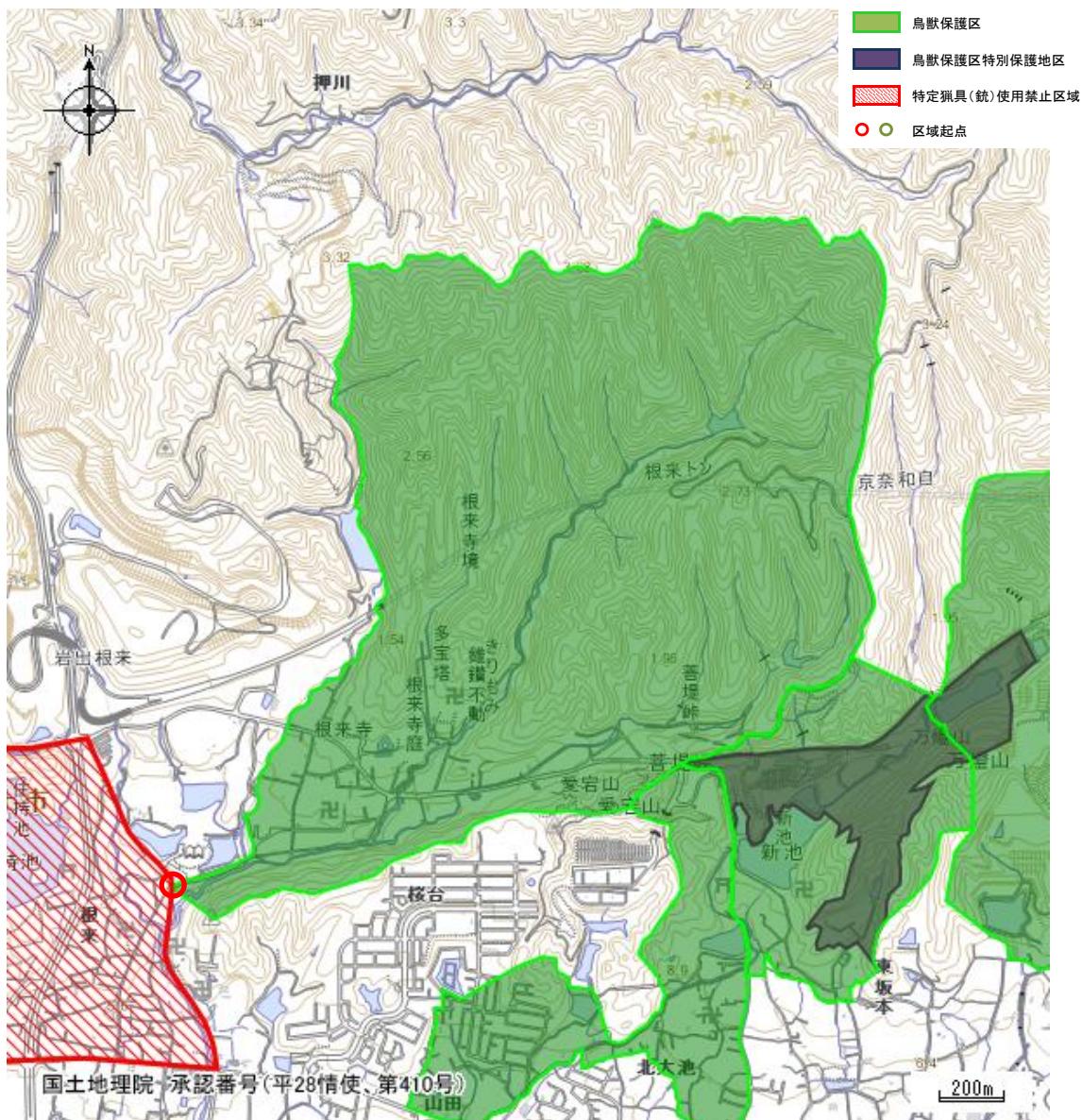


## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	4	区域の名称	根来 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	252.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和4年11月 1日 から 令和14年10月31日まで			
指定区域	岩出市根来、根来寺大門池南の四叉路を起点として、大門池南側の市道根来北大池線に沿って天眞橋に至り、同所から蓮華谷川に沿って桃坂新池東側を経て北に進み、根来寺有林と市有地の境界の谷に至り、同所から根来寺有林と市有地の境界の谷に沿って北に進み、岩出市押川との境界の尾根に達し、同所から尾根に沿って東に進み、根来山県有林と根来寺有林との境界に至り、更に尾根沿いに東に進み、市の境界線付近の尾根を南下し、林道土佛線に合流し、林道に沿って南に進み広域農道の菩薩峠の四叉路に至り、同所から尾根沿いに愛宕山を経て西に進み、起点に至る線に囲まれた区域			

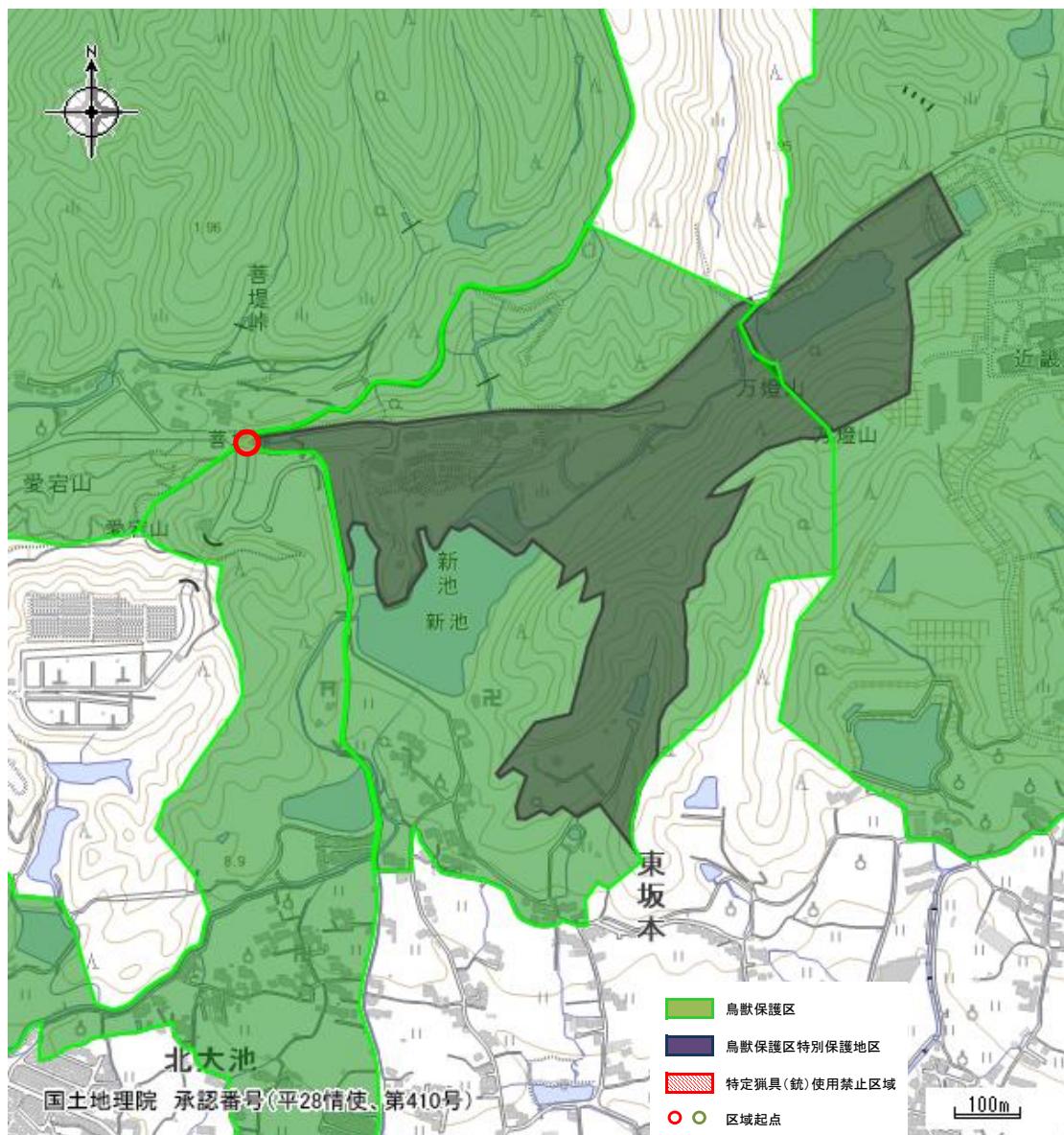
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	69	区域の名称	万燈 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	50.0ha	うち特別保護地区	20.0ha 県指定
指定期間	令和6年11月 1日 から 令和16年10月31日まで			
指定区域	<p>岩出市今畑地内の広域農道と林道土佛線との交差点を起点として、林道土佛線を約600メートル北東に進み、同所から南東の桜池余水吐に進み、同所から岩出市と紀の川市との境界を南東に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海の見える展望台」に至り、同所から更に岩出市と紀の川市との境界尾根を南に約200メートル進み、同所から旧昭和の森との境界を更に南進し紀の川用水路に至り、同所から同用水路に沿って更に西に約300メートル進み市道北大池東坂本1号線に至り、同市道を南に約50メートル進み、西に折れ市道根来北大池線に至り、同市道を北進し植物公園緑花センター敷地西北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域  <small>(特別保護地区)</small></p> <p>岩出市今畑地内の広域農道と林道土佛線との交点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を南東に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海の見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、同遊歩道の曲がり角を経て東に70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し近畿大学「学びとふれあいの広場」敷地西端に至り、同所から西側の尾根を北進し旧昭和の森「冥福の森」を経て新池上流の上ノ池の堤に至り、同所から同堤を西進し、更に植物公園緑花センターと新池との境界及び植物公園緑花センターと篠池との境界に沿って西進し市道根来北大池線に至り、同所から同市道を北進し植物公園緑花センター敷地西北端に至り、同所から起点に至る線に囲まれた区域</p>			

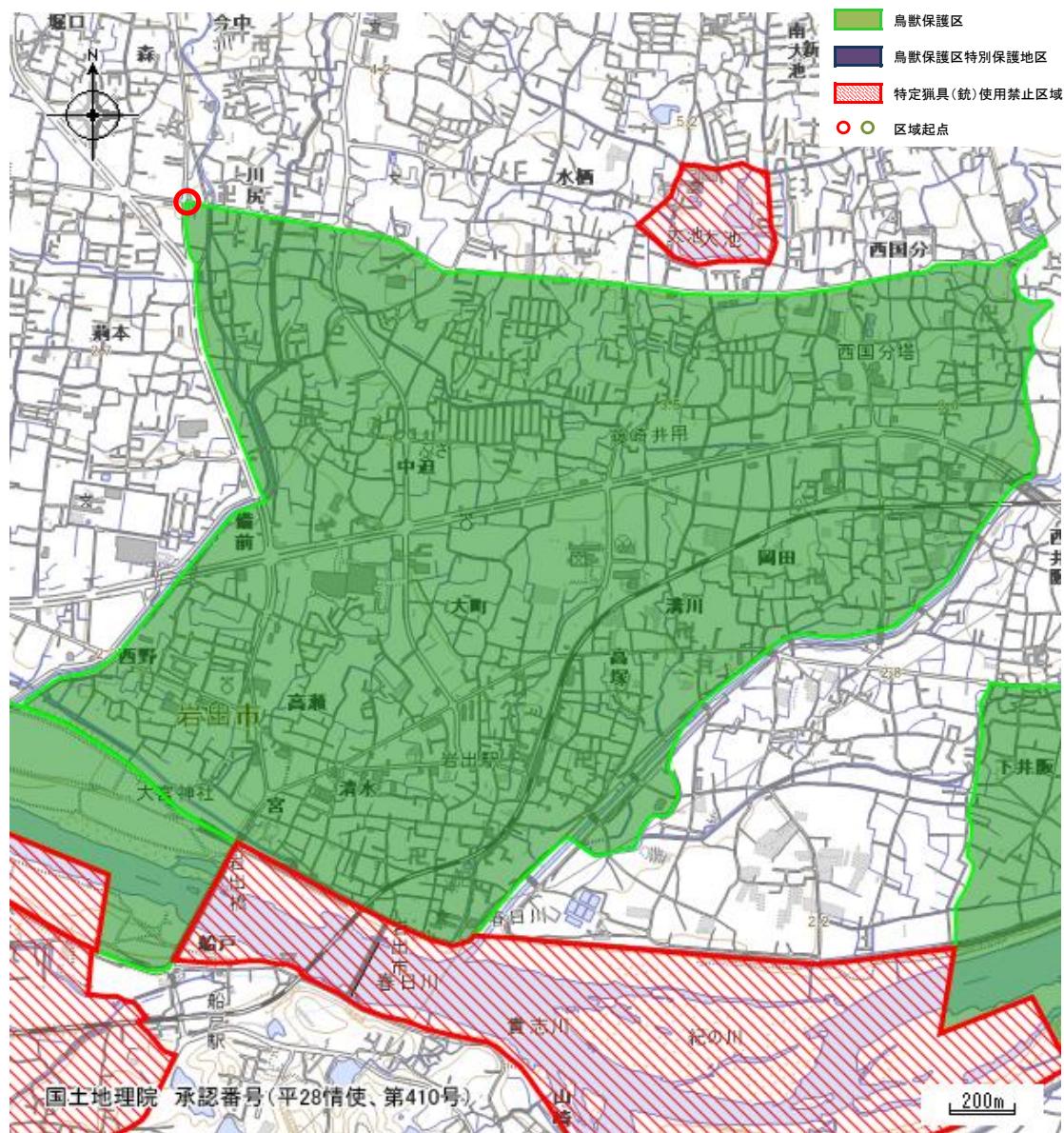
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	45	区域の名称	岩出 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	250.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで			
指定区域	岩出市大字川尻地内の県道泉佐野岩出線と農免道路との交差点を起点とし、同所から農免道路を東進して木積川に至り、木積川の右岸を南進し春日川に至り、春日川の右岸を南西に進み紀ノ川右岸堤防に至り、同所から同堤防を西進し根来川に至り、根来川の左岸を北東に進み県道泉佐野岩出線に至り、同所から県道泉佐野岩出線を北進し起点に至る線に囲まれた区域			

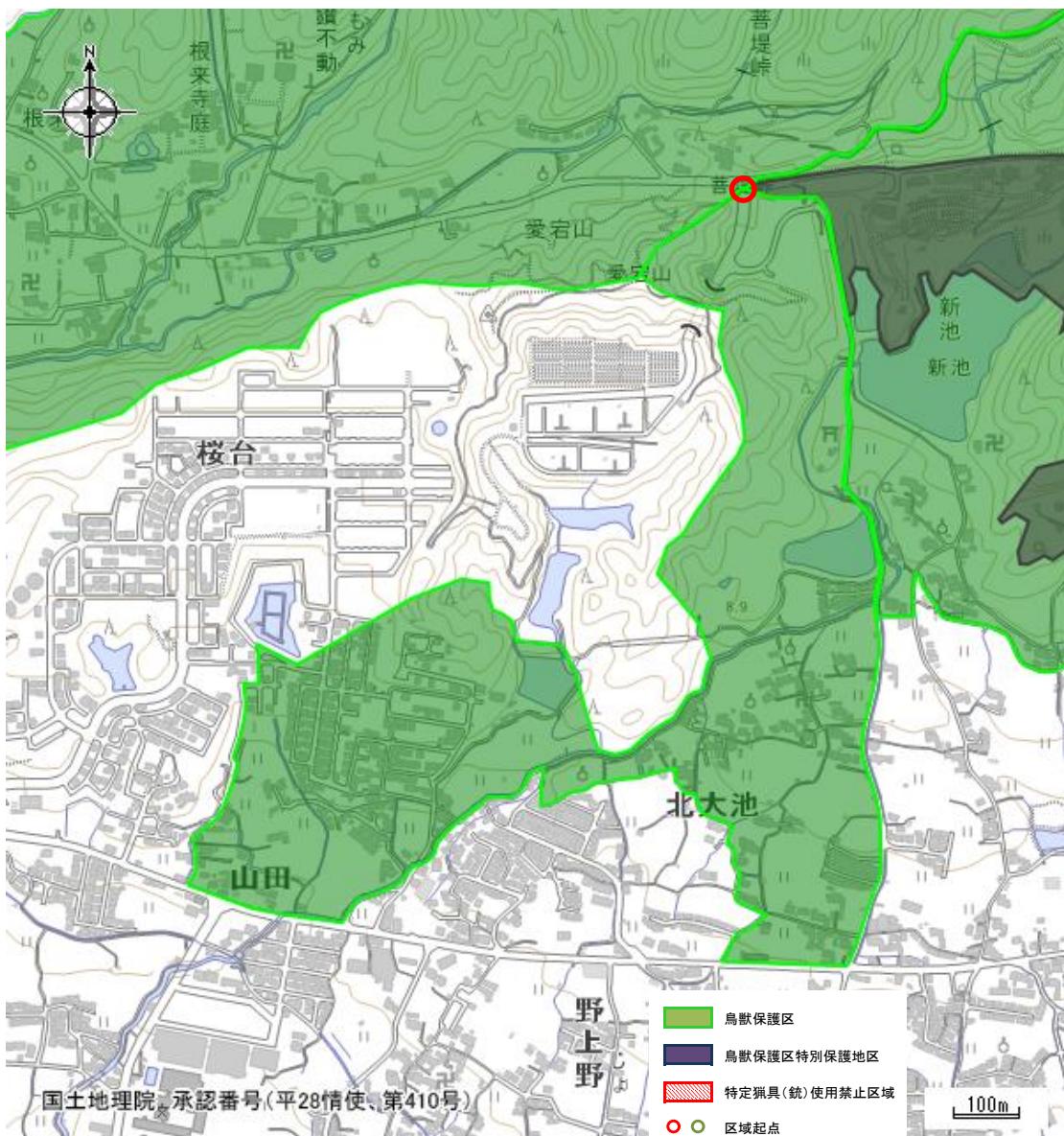
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	46	区域の名称	上岩出 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	33.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和5年11月 1日 から 令和15年10月31日まで			
指定区域	<p>岩出市根来地内の広域農道と市道根来北大池線との交点を起点とし、同所から同市道を南進して県道粉河加太線との交点に至り、同所から同県道を180メートル西進し、同所から市道野上野北大池1号線を北進し四ツ辻に至り、同所から北西に250メートル進み農道との交点に至り、同所から農道を200メートル西進し、同所から北進し山田川に至り、同所から山田川沿いに下り県道粉河加太線に至り、同所から同県道を220メートル西進し、瓦谷下池への入口を北進し同池の南側の堤に至り、同所から堤に沿って池の東に進み、同所から北東に180メートル見通し尾根に至り、同所から谷筋に沿って進み中ノ池西端の堤に至り、同所から中ノ池とロノ池の間を進み山田川に至り、同所から山田川に沿って200メートル上流に進み、同所から北西に150メートル進み山頂に至り、同所から尾根沿いに北上し山道に至り、同所から山道に沿って北東に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>			

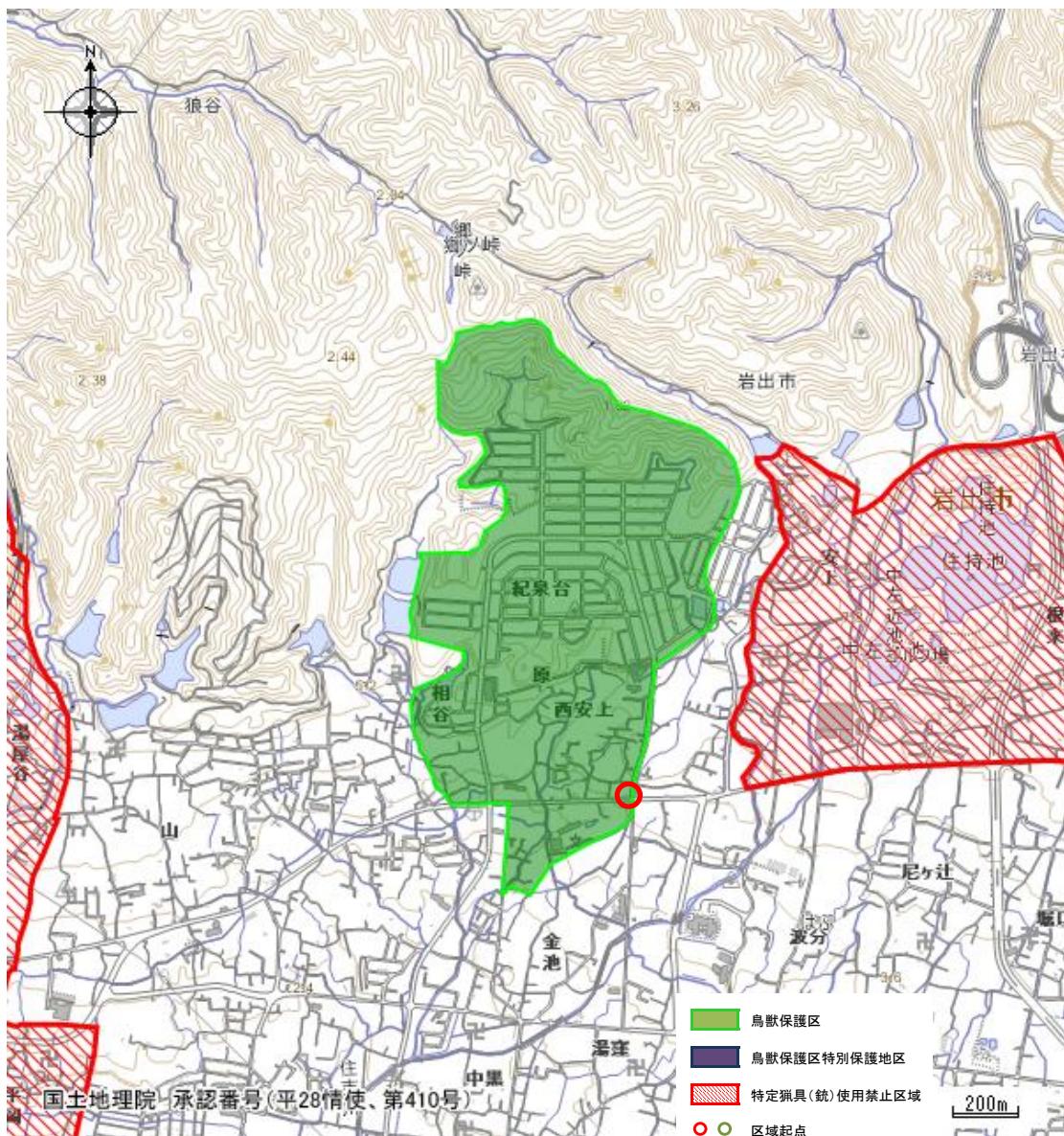
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	72	区域の名称	紀泉台 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	72.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで			
指定区域	岩出市西安上地内の紀泉台団地東側入り口と県道粉河加太線との交点を起点とし、同所から約50メートル南進し山崎北小学校及び山崎北保育所沿いに西進し原川と市道相谷金池線との交点に至り、同所から同市道を北進し県道粉河加太線に至り、同所から同県道を西進し相谷川に至り、同所から同川を上流に進み蔵谷池西堤を経て同池の北の端に至り、同所から北西に進み後住池南東の堤に至り、同所から後住池、大谷池の東側を北進し大谷池の北東端に至り、同所から200メートル東進し紀泉台区域沿いに北進し、山の谷を経て区域界の三叉(さ)路(第5配水池の北西約300メートル)に至り、同所から尾根を南東に進み前谷池西堤に至り、同所から第4配水池、大供公園の東側を経て大供池堤に至り、同所から紀泉台境界沿いに南進し起点に至る線に囲まれた区域			

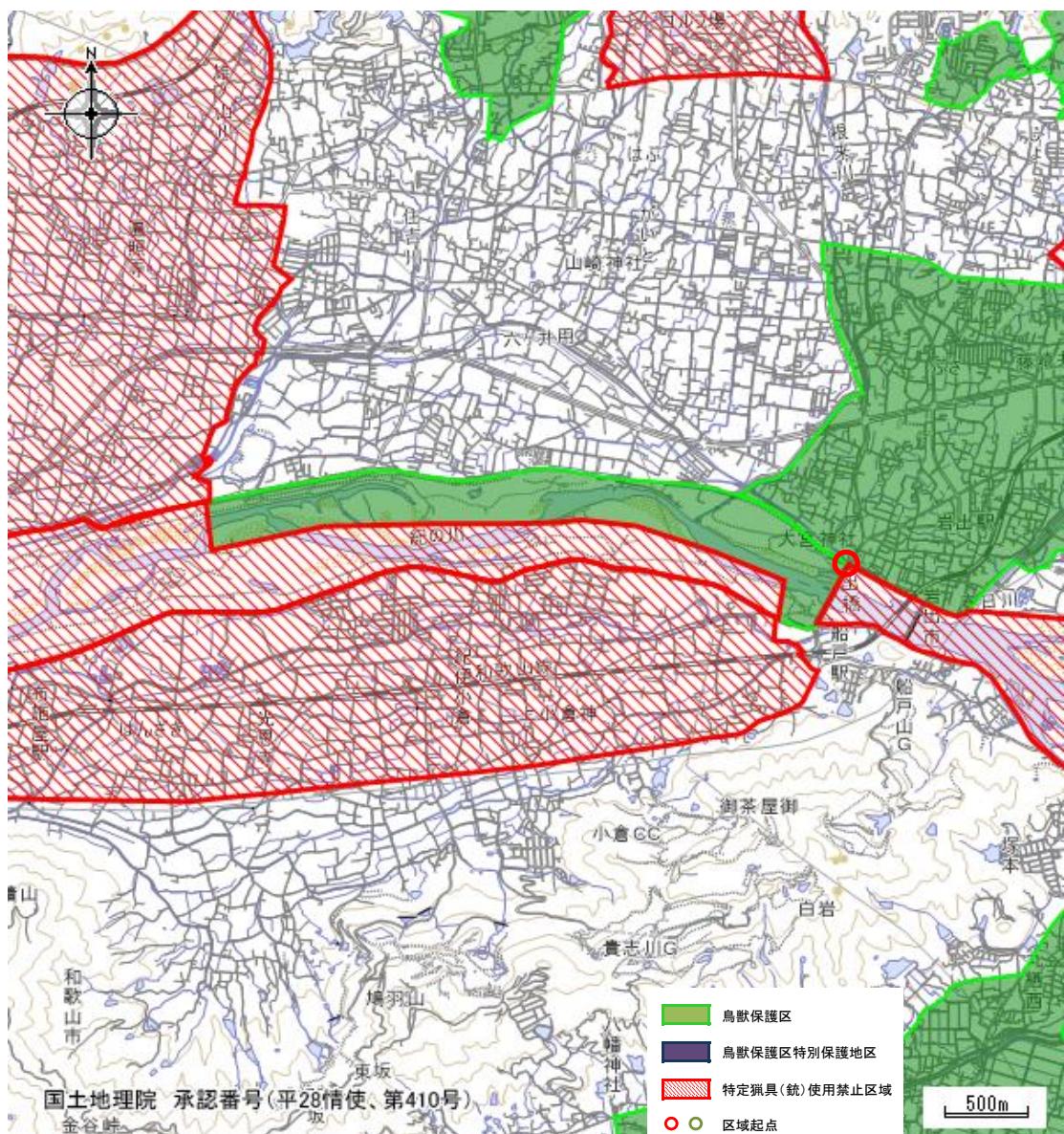
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	77	区域の名称	岩出紀ノ川 鳥獣保護区		
区域面積	鳥獣保護区	109.0ha	うち特別保護地区	0.0ha	県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで				
指定区域	岩出市宮地内の岩出橋北詰を起点とし、県道和歌山打田線を南進し、岩出橋南詰から県道和歌山打田線を西に沿って和歌山市との境界に至り、同所から境界に沿って紀ノ川右岸堤防に至り、同所から紀ノ川右岸堤防に沿って東進し、起点に至る線に囲まれた区域				

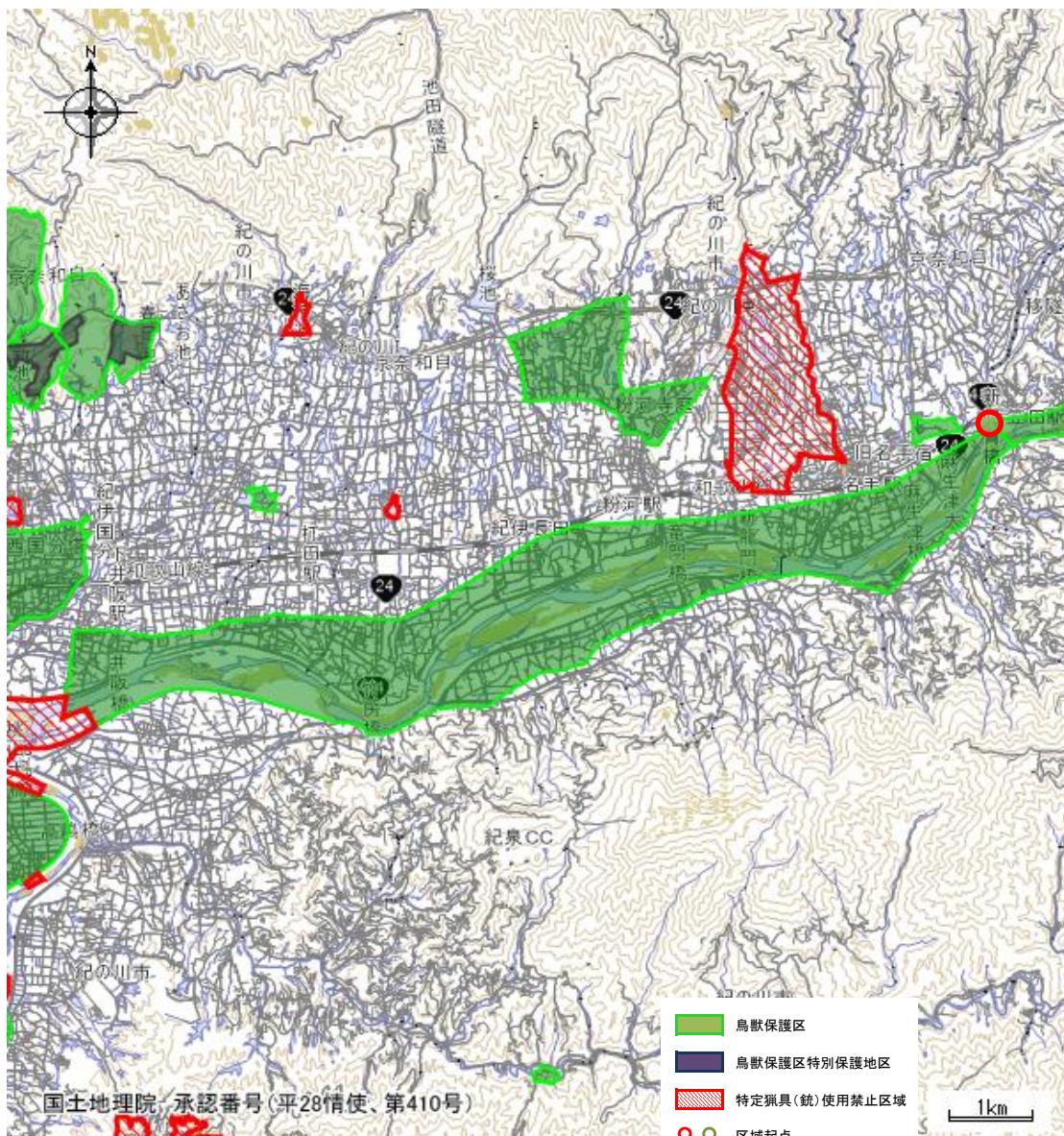
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	23	区域の名称	紀の川(紀の川市) 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	1166.0ha	うち特別保護地区	0.0ha
指定期間	平成28年11月 1日 から 令和8年10月31日まで			
指定区域	<p>紀の川市穴伏地内の国道24号と国道480号との交点を起点とし、同所から国道480号を北進し旧国道との交点に至り、同所から旧国道を東進し妹背橋で伊都郡かつらぎ町と紀の川市との境界に至り、同所から同境界を南進し県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から同県道を西進し西脇橋を越え旧県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道和歌山橋本線を西進し県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から県道和歌山橋本線を西進し市道荒見中央線との交点に至り、同所から同市道を西進し旧県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から旧県道和歌山橋本線を西進し県道和歌山橋本線との交点に至り、同所から県道和歌山橋本線を西進し竹房橋南詰で国道424号に至り、同所から同国道を西進し市道百合下井阪線との交点に至り、同所から同市道を西進し井阪橋南詰に至り、同所から紀の川左岸堤防を500メートル西進し、同所から北に進み旧打田町と旧桃山村との境界に至り、同所から同境界を西進し紀の川市と岩出市との境界に至り、同所から同境界を北進し県道和歌山打田線との交点に至り、同所から同県道を東進し国道24号との交点に至り、同所から同国道を東進し起点に至る線に囲まれた区域</p>			

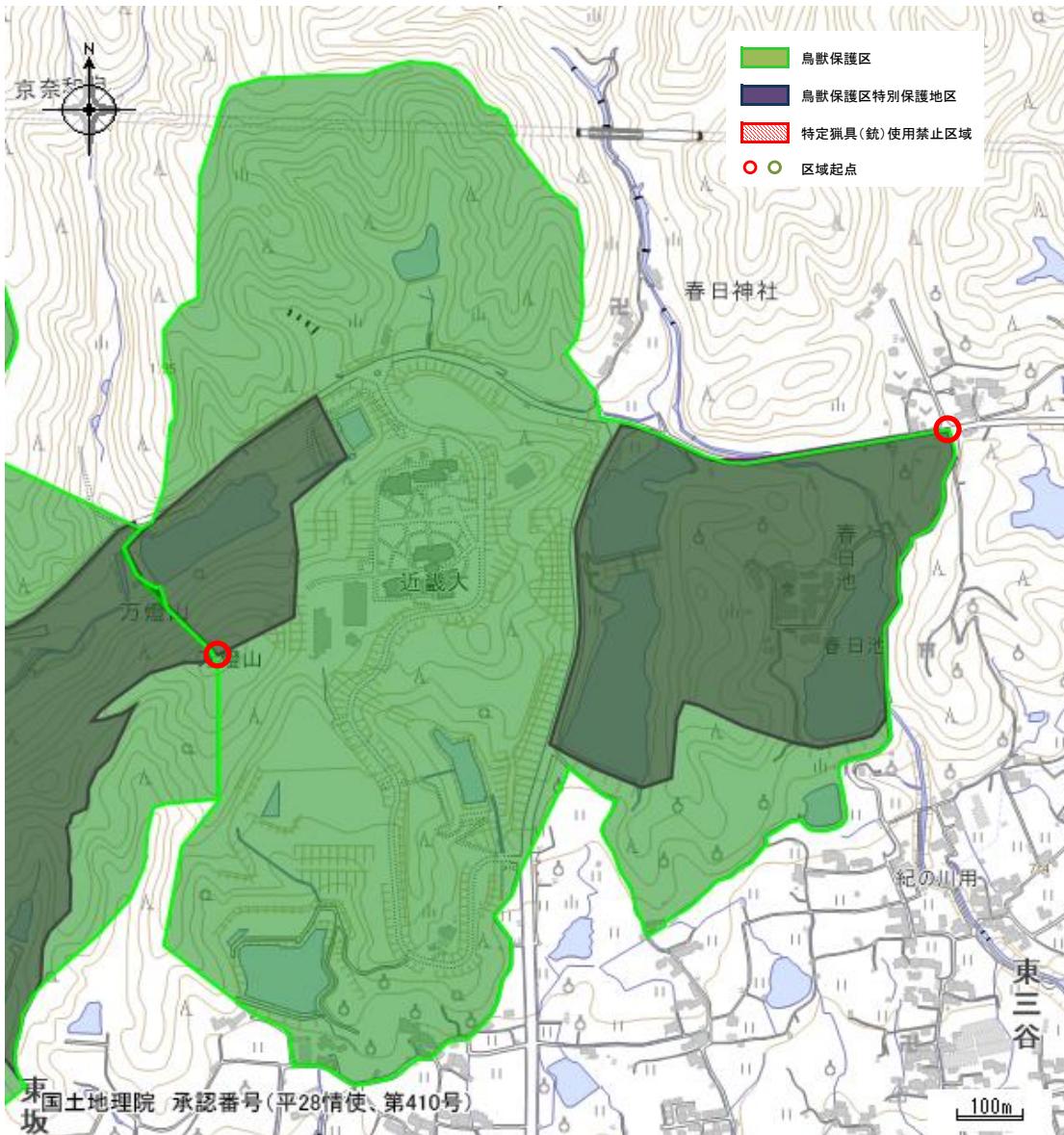
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	60	区域の名称	不動寺谷 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 99.2ha	うち特別保護地区 25.4ha	県指定	
指定期間	令和2年11月 1日 から 令和12年10月31日まで			
指定区域	<p>紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日池の南側で新池の管理道路との分岐点に至り、同管理道路に沿って新池の南側を半周し新池の余水吐に至り、同所から水路を西に下つて市道中三谷皿池線との交点に至り、同市道を北進して市道西三谷3号線との交点手前20メートル地点から果樹園内を約80メートル南西進し、市道西三谷3号線を横断し、近畿大学生物理工学部東門付近を通じ、市道西三谷1号線、市道西三谷内谷線を通り、市道西三谷平松線との交点に至り、同所から同市道を西進し市道西三谷藤本線との交点に至り、同所から同市道に沿って内谷池堤西端に至り、同所から尾根沿いに北西進して岩出市との境界尾根に至り、同所から同境界に沿って北進して万燈山頂を経て、広域農道を横断して尾根を登り昭和の森の鐘の鳴る家に至り、同所から尾根を東進のち南進して尾根を下つてキャラクターの森入口の谷に至り、同所から同谷を南東に下つて市道不動寺谷線との交点に至り、同市道を南進して広域農道との交点に至り、同所から同広域農道を東進して起点に至る区域 (特別保護地区)</p> <p>紀の川市東三谷地内の市道春日線と広域農道との交点を起点とし、市道春日線を南進して春日宮前橋南詰めに至り、同所から春日池堤を西進し、同池堤西端からさらに西進して尾根を登り南北に伸びる尾根との交点に至り、同所から尾根上を約80メートル南進して尾根南端の頂に至り、同所から南西に山を下つて皿池堤東端に至り、さらに西進して同池堤を経て市道西三谷3号線に至り、同市道を北進して広域農道に至り、同広域農道を東進して起点に至る線に囲まれた区域及び紀の川市西三谷地内の万燈山頂を起点とし、同山頂から東に伸びる尾根に沿って約50メートル東進し、同所から北進して桜池東堤に至り、同所を東進して近畿大学生物理工学部調整池西堤に至り、同所を北進して広域農道に至り、同所から同広域農道を西進して紀の川市と岩出市との市界に至り、同所から市界に沿って南進して起点に至る線に囲まれた区域</p>			

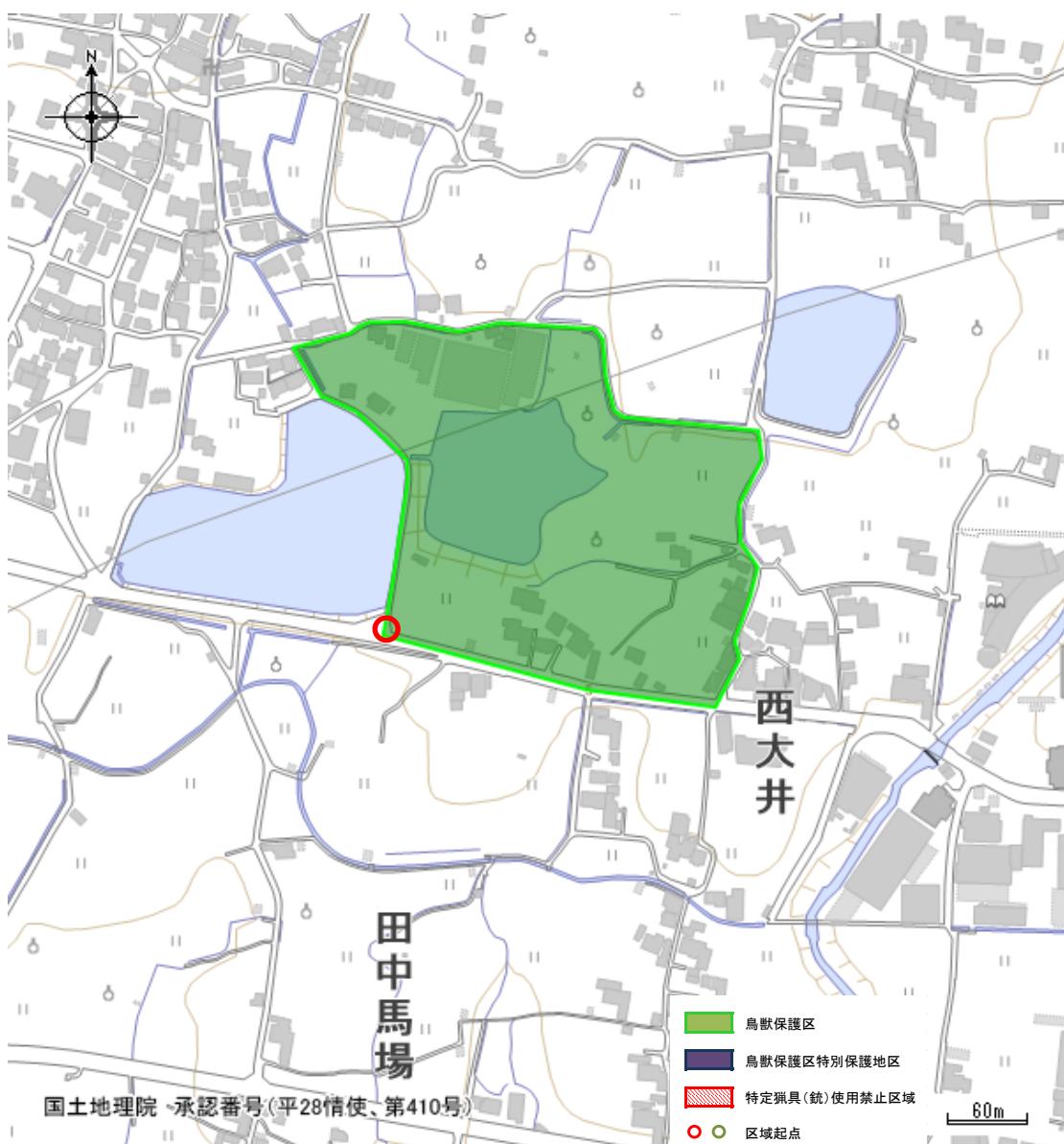
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	90	区域の名称	蘇鉄池 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	6.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで			
指定区域	紀の川市西大井地内の市道東国分赤尾線と市道古和田差熊線の交点を起点とし、北へ約250メートル進み市道古和田蘇鉄池線との交点に至り、同所から市道古和田蘇鉄池線に沿って東に300メートル進み、市道西大井西線との交点に至り、同所から南に約200メートル進み、市道東国分赤尾線との交点に至り、同所から市道東国分赤尾線に沿って西へ約250メートル進み起点に至る線に囲まれた区域			

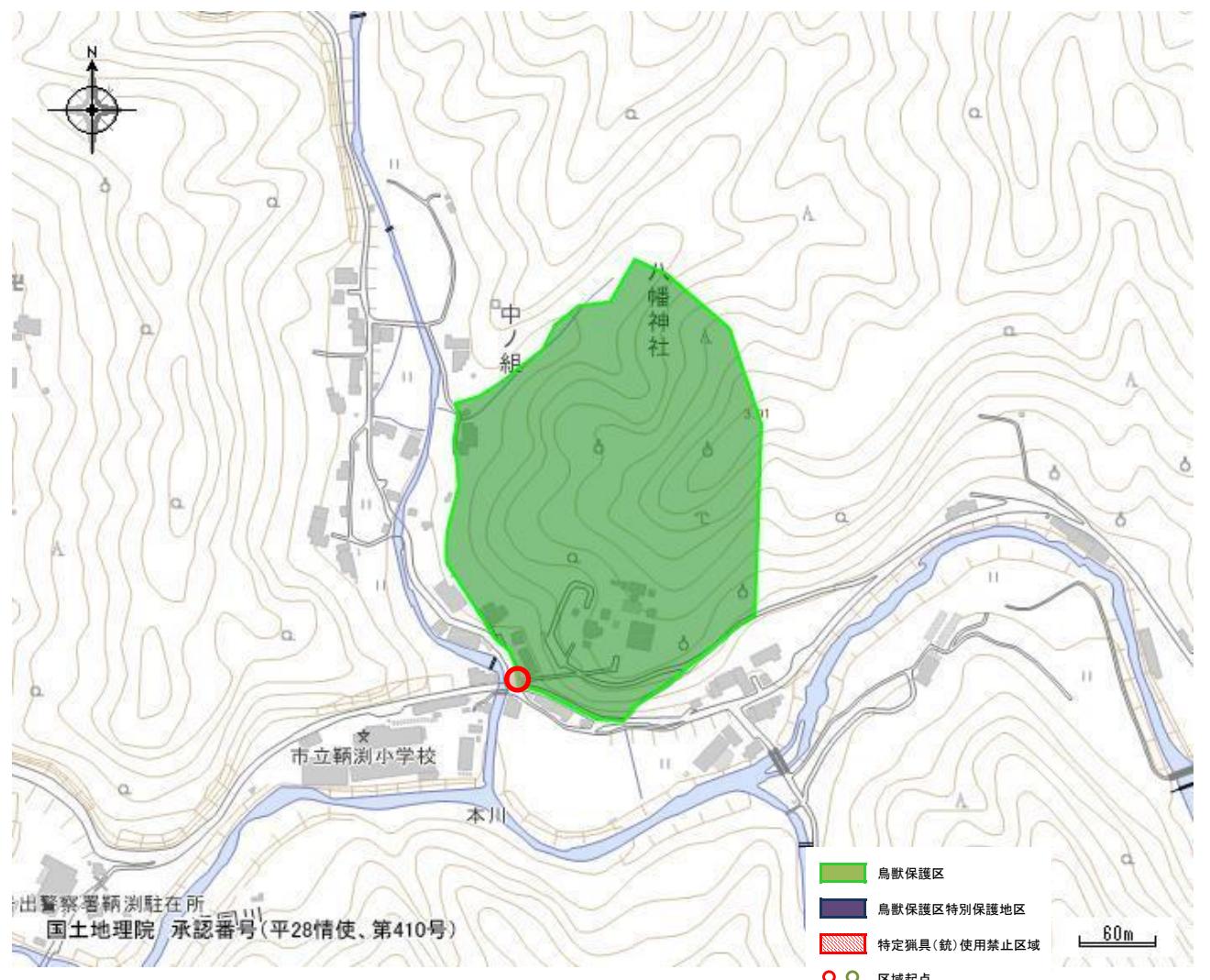
参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	25	区域の名称	鞆湊 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	2.5ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成29年11月 1日 から 令和9年10月31日まで			
指定区域	紀の川市中鞆湊字岩滝地内の県道かつらぎ桃山線八幡橋東詰を起点とし、北西へ約50メートル進み旧粉河町鞆湊支所裏を経て中鞆湊639番地先に至り、同所から谷筋を北東へ進み尾根に至り、同所から尾根を西へ約250メートル進み南に谷筋を100メートル下り紀の川市中鞆湊234番地4地先に至り、同所から旧県道を南西に進み消防器具倉庫前に至り、同所から西に約50メートル進み起点に至る線に囲まれた区域			

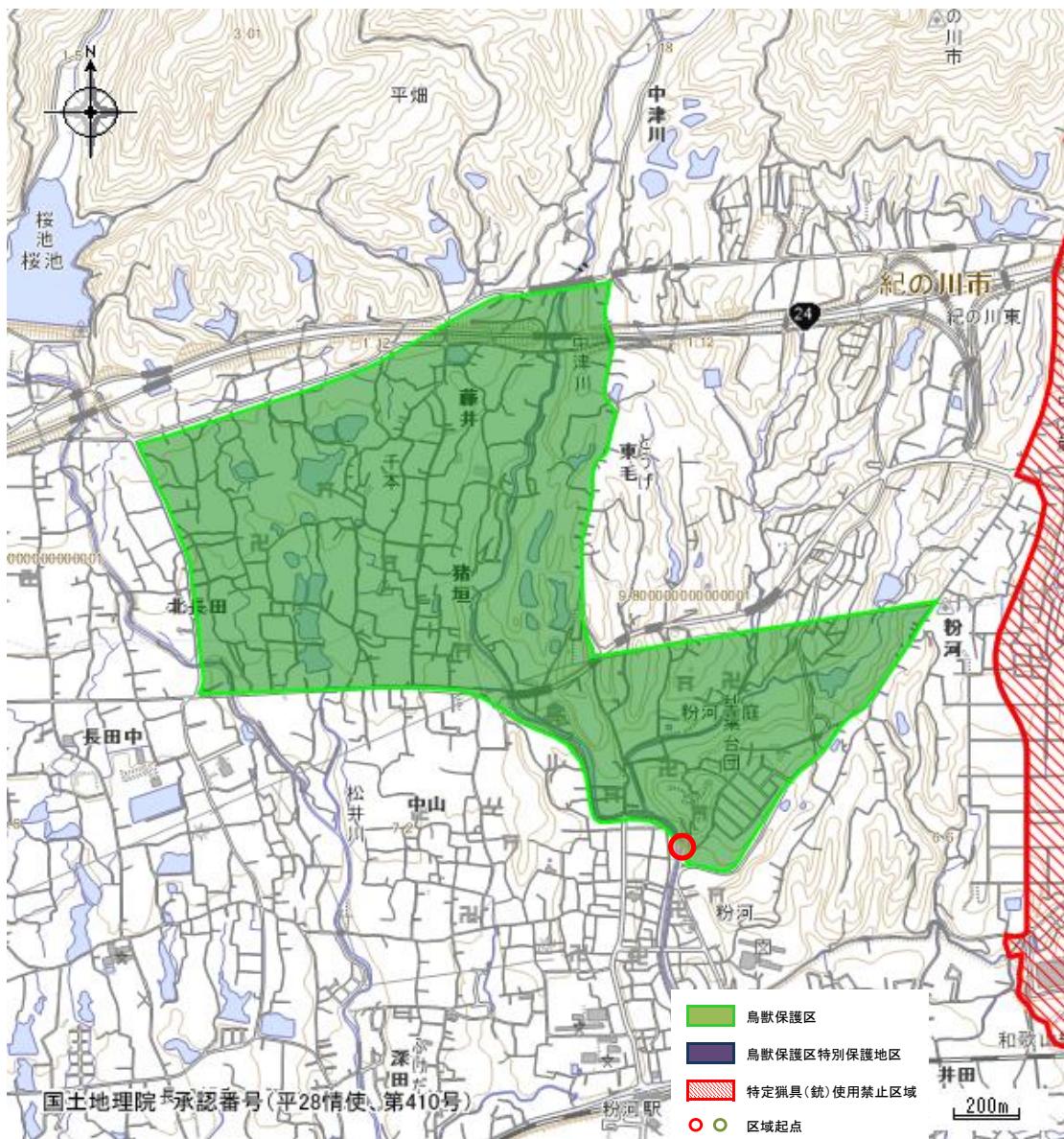
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	5	区域の名称	粉河 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	150.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和3年11月 1日 から 令和13年10月31日まで			
指定区域	<p>紀の川市粉河地内の粉河寺大門橋南詰を起点として、県道粉河加太線を西進し市道北長田中央線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道南側道粉河北勢田線との交点に至り、同所から同市道を東進し、830メートルの地点から市道那賀打田線と市道藤井平畠線との接点に至り、同所から市道那賀打田線を東進し市道粉河中津川線との交差点に至り、同所から同市道を南進し関西電力送電線の真下に至り、同所から送電線沿いに東進し県道西川原粉河線と交差する地点に至り、同所から同県道に沿って南西に進み県道粉河加太線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域</p>			

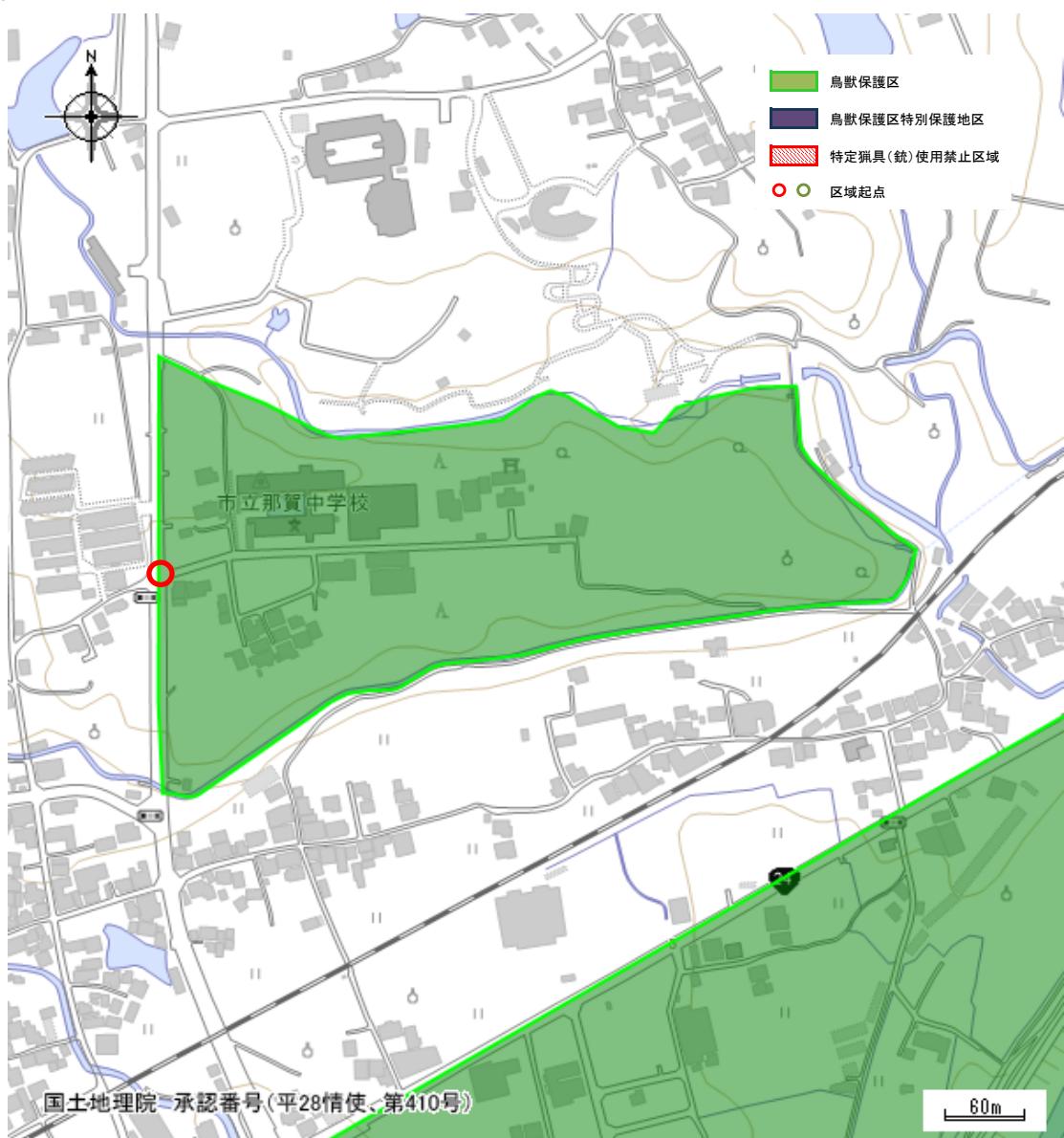
### 参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	48	区域の名称	那賀 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	9.0ha	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	令和6年11月 1日 から 令和16年10月31日まで			
指定区域	紀の川市名手市場城山地内の県道中尾名手市場線と市道名手八幡神社線との交点を起点として、同所から同県道を約150メートル北進し、同所から約70メートル東進し砂防ダム下流に至り、同所から宮ノ浦川に沿って東進し、宮ノ浦川が小川及び農道の地下に潜る地点から、同農道を南進し小田井用水路に至り、同所から同用水路に沿って西進し県道中尾名手市場線に至り、同所から同県道を北進し起点に至る線に囲まれた区域			

参考図面



## 鳥獣保護区の指定概要

地図番号	84	区域の名称	貴志川町 鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区	620.9	うち特別保護地区	0.0ha 県指定
指定期間	平成30年11月 1日 から 令和10年10月31日まで			
指定区域	紀の川市貴志川町北地区の市道中3号線貴志橋東詰めを起点とし、同所から同市道を東進し国道424号との接点に至り、同所から同国道を南進し県道垣内貴志川線との接点を通過し、更に国道424号を南西に進み海南市との境界に至り、同所から同境界を北進し大國主神社との接点に至り、同所から大國主神社参道を北東に進み諸井橋西詰めに至り、県道岩出野上線を北西に進み市道中223号線に至り、同所から同市道を西進し市道西58号線に至り、同所から同市道を北進し市道西2号線との接点に至り、同所から市道西59号線を北進し県道和歌山橋本線に至り、同所から同県道を北東に進み市道西5号線との接点に至り、同所から北進し市道丸85号線に至り、同所から同市道を東進し県道岩出野上線に至り、同所から同県道を北進し県道桃山丸栖線に至り、同所から同県道を南進し高島橋西詰めを通過し、市道丸131号線を南下し、丸栖351番地の1から一本橋北詰めとの接点に至り、同所から市道中8号線を南進し貴志川左岸を南進し貴志橋西詰めに至り、同所から市道中3号線を東進し起点に至る線に囲まれた区域			

### 参考図面

